

特定非営利活動法人SALUS
定 款

特定非営利活動法人SALUS定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人SALUSという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県加須市下谷741番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民、特に高齢者及び障害者に対して、介護保険法、障害者総合支援法に基づく各種事業を行うとともに、送迎支援、地域密着の高齢者サポート、啓発活動を行い、個人の尊厳と地域連携の促進を図り、身体的、精神的障害があっても可能な限り在宅で生活ができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 介護保険法に基づく居宅サービス及び介護予防サービス事業
- (2) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (3) 介護保険法に基づく地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス事業
- (4) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援及び特定相談支援事業
- (7) 有料老人ホームの運営に関する事業
- (8) 一般乗用旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業
- (9) 介護、介護予防、障害の理解促進、啓発、情報提供に関する事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金及び会費は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とすることができる。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事長以外の理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(役員報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名

- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

3 前2項の開催にあたり、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ）を使用することができる。

（総会の招集）

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

（総会の定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、第27条第3項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

2 前項の開催にあたり、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムを使用することができる。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計等

（資産の構成）

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

（資産の管理）

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

（会計の区分）

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業年度）

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第45条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第46条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

- 第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

- 第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑則

(公告の方法)

- 第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	儘田 美由紀
理事	板橋 亨
理事	柿沼 慎一
監事	阿久戸 久美子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員

① 入会金	0円
② 年会費	0円
 - (2) 賛助会員

① 入会金	0円
② 年会費	0円

役員名簿

特定非営利活動法人SALUS

役 名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	マダミキ 儘田 美由紀		有
理事	イバシトル 板橋 亨		無
理事	カキマ シンイチ 柿沼 慎一		無
監事	アクト クミコ 阿久戸 久美子		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

我が国では、他に類を見ないほどのスピードで社会の高齢化が進行しています。令和7年版高齢社会白書によると、令和6年10月1日時点における65歳以上の割合が29.3%に達し、過去最高をまた更新しました。一方、埼玉県利根地域では、高齢化率が全国平均より高く、令和2年の時点で30%を超えています。最近では65歳以上の就業者等が増加しており、65歳を過ぎても元気な方々がたくさんいますが、現在の日本の健康寿命は令和4年時点で男性が72歳、女性が75歳です。少子化の現状に変化がない中で、今後75歳以上の高齢者が急激に増加するとみられており、また、高齢者の増加と合わせて障害者の増加も近年社会問題となっております。

このような中で、地域の医療と介護及び福祉サービスと相互に補完しながら、高齢者が住み慣れた地域で生活を送ることを支える必要がありますが、利根地域では、日本医師会が公開している地域医療情報システムの結果によりますと介護等の施設数が全国平均を下回っている現状があり、まだまだ不十分です。

そこで、私たちは、介護保険法に基づく居宅サービス及び介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス事業、介護予防・日常生活支援総合事業と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、一般相談支援及び特定相談支援事業を行います。現在、株式会社で訪問介護、介護予防ケア、訪問看護、定期巡回介護サービス、障害者グループホーム等を行っていますので、それらを順次NPO法人に移行していくとともに、さらに利用者に対して柔軟なサービスを提供することができる、医療と介護が一体的となったサービスである看護小規模多機能型居宅介護や不足している老人ホーム開設を行い、利用者が住み慣れた地域、自宅で安心して生活できるよう取り組んで参ります。また、フレイル予防を意識したサービス提供や啓発活動、高齢者、障害者ご本人やご家族の方々からの相談受付、ケアプラン作成などの相談支援、送迎サポート等を行い、より一層地域福祉の向上を図ります。

開設にあたっては、事業所指定手続きや契約締結の面など事業の遂行上法人格が必要となり、さらに積極的に情報公開を行うことで社会的信用を高めてい

くことができる特定非営利活動法人が最適と考え、特定非営利活動法人SALUSを設立することにしました。

この法人は、広く一般市民、特に高齢者及び障害者に対して、介護保険法、障害者総合支援法に基づく各種事業を行うとともに、送迎支援、地域密着の高齢者サポート、啓発活動を行い、個人の尊厳と地域連携の促進を図り、身体的、精神的障害があっても可能な限り在宅で生活ができる社会の実現に寄与することを目的とし、社会に貢献していきたいと考えております。

2 申請に至るまでの経過

令和7年9月2日午後1時より 発起人会を開き、設立の趣旨、定款、会費、令和7年度及び令和8年度の事業計画、活動予算、役員案を審議し決定した。

令和7年9月16日午後1時より 設立総会を開き、発起人より設立の趣旨、定款、会費、令和7年度及び令和8年度の事業計画、活動予算、役員案を提案し、審議の上決定した。

もって、特定非営利活動法人SALUSの設立を申請する。

令和7年9月16日

特定非営利活動法人SALUS

設立代表者

氏 名 儘田 美由紀

令和7年度 事業計画書

特定非営利活動法人SALUS

1 事業実施の方針

設立初年度は、開業に向けた事業所指定申請などの諸手続きや事業実施に向けた体制の整備を行いつつ、特に高齢者及び障害者に対して、介護保険法、障害者総合支援法に基づく各種事業を行うとともに、送迎支援、地域密着の高齢者サポート、啓発活動を行い、個人の尊厳と地域連携の促進を図り、身体的、精神的障害があっても可能な限り在宅で生活ができる社会の実現に寄与するため、下記事業を立ち上げ、推進して参ります。

2 事業の実施に関する事項（成立の日～令和8年3月31日）

（1）特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込み額 (千円)
介護保険法に基づく居宅サービス及び介護予防サービス事業	訪問介護等の事業所の運営。 (初年度は開業準備)	通年	埼玉県 加須市 その他 周辺地 域	4名	埼玉県 加須市 その他 周辺地 域の高 齢者及 びその 家族 50人 利用者 20～ 30人	0
介護保険法に基づく居宅介護支援事業	居宅介護支援事業所の運営。 (初年度は開業準備)	通年	埼玉県 加須市 その他 周辺地 域	1名	埼玉県 加須市 その他 周辺地 域の高 齢者及 びその 家族 50～ 100人	0
介護保険法に基づく地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス事業	看護小規模多機能型居宅介護事業所を開業。 (初年度は開業準備)	通年	埼玉県 加須市 その他 周辺地 域	4名	埼玉県 加須市 その他 周辺地 域の高 齢者及 びその 家族 50人 利用者 10～ 29人	0
介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防ケアや訪問介護等の事業所を運営。 (初年度は開業準備)	通年	埼玉県 加須市 その他 周辺地 域	4名	埼玉県 加須市 その他 周辺地 域の高 齢者及 びその 家族 50人 利用者 20～ 30人	0

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	居宅介護・重度訪問介護事業所の運営。 (初年度は開業準備)	通年	埼玉県 加須市 その他 周辺地 域	4 名	埼玉県 加須市 その他 周辺地 域の障 害者及 びその 家族	40 人 利用者 10～ 20 人	0
	障害者グループホームの運営。 (初年度は開業準備)	通年	埼玉県 加須市	3 名	埼玉県 加須市 その他 周辺地 域の障 害者	4 人	0
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援及び特定相談支援事業	相談支援事業所の運営。 (初年度は開業準備)	通年	埼玉県 加須市 その他 周辺地 域	2 名	埼玉県 加須市 その他 周辺地 域の障 害者及 びその 家族	50～ 100 人	0
有料老人ホームの運営に関する事業	住宅型有料老人ホームの運営。 (初年度は開業準備)	通年	埼玉県 加須市	3 名	埼玉県 加須市 その他 周辺地 域の高 齢者	10～ 15 人	0
一般乗用旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業	高齢者及び障害者施設利用者の方々の送迎サポートを実施。 (初年度は開業準備)	通年	埼玉県 加須市 その他 周辺地 域	2 名	埼玉県 加須市 その他 周辺地 域の高 齢者及 び障害 者	10～ 20 人	0
介護、介護予防、障害の理解促進、啓発、情報提供に関する事業	フレイル予防、高齢者の健康、障害理解などの情報提供、チラシ作成、ホームページ運営。 (初年度は開業準備)	通年	埼玉県 加須市 その他 周辺地 域	1 名	一般 市民	不特定 多数	0

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人SALUS

1 事業実施の方針

令和8年度は、順次事業所を開業するとともに広報活動にも力を入れ、特に高齢者及び障害者に対して、介護保険法、障害者総合支援法に基づく各種事業を行うとともに、送迎支援、地域密着の高齢者サポート、啓発活動を行い、個人の尊厳と地域連携の促進を図り、身体的、精神的障害があっても可能な限り在宅で生活ができる社会の実現に寄与するため、下記事業を推進します。

2 事業の実施に関する事項（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込み額 (千円)
介護保険法に基づく居宅サービス及び介護予防サービス事業	訪問介護等の事業所の運営。 サービス利用者宅にて入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を実施。	通年	埼玉県加須市 その他 周辺地 域	4名	埼玉県加須市 その他 周辺地 域の高 齢者及 びその 家族 50人 利用者 20～ 30人	5,038
介護保険法に基づく居宅介護支援事業	居宅介護支援事業所の運営。 本人や家族の心身の状況や生活環境、希望などに沿って、ケアプランを作成。そのプランに基づいて介護保険サービスなどを提供する事業者との連絡や調整等を実施。	通年	埼玉県加須市 その他 周辺地 域	1名	埼玉県加須市 その他 周辺地 域の高 齢者及 びその 家族 50～ 100人	3,519
介護保険法に基づく地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス事業	看護小規模多機能型居宅介護事業所を開業。 看護師によるサービス利用者宅及び施設での日常生活の支援や健康状態のチェック、身体的な介護、看護を利用者の状況に合わせて柔軟に実施。	通年	埼玉県加須市 その他 周辺地 域	4名	埼玉県加須市 その他 周辺地 域の高 齢者及 びその 家族 50人 利用者 10～ 29人	6,806

介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防ケアや訪問介護等の事業所を運営。 サービス利用者宅にて入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談、その他機能訓練等、地域の実情に沿ったサービスを実施。	通年	埼玉県加須市 その他 周辺地 域	4名	埼玉県 加須市 その他 周辺地 域の高 齢者及 びその 家族	50人 利用者 20～ 30人	816
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	居宅介護・重度訪問介護事業所の運営。 サービス利用者宅にて入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を実施。重度の障害者にはさらに細かな総合的なケアを実施。	通年	埼玉県加須市 その他 周辺地 域	4名	埼玉県 加須市 その他 周辺地 域の障 害者及 びその 家族	40人 利用者 10～ 20人	8,401
	障害者グループホームの運営。 共同生活の支援、日常生活上の相談、食事提供等を実施	通年	埼玉県加須市 その他 周辺地 域	3名	埼玉県 加須市	4人	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援及び特定相談支援事業	相談支援事業所の運営。 地域での自立生活のための情報提供及び相談、個々に合わせた障害福祉サービスの利用計画作成やモニタリングを実施。	通年	埼玉県加須市 その他 周辺地 域	2名	埼玉県 加須市 その他 周辺地 域の障 害者及 びその 家族	50～ 100人	2,922
有料老人ホームの運営に関する事業	住宅型有料老人ホームの運営。	通年	埼玉県加須市	3名	埼玉県 加須市 その他 周辺地 域の高 齢者	10～ 15人	2,275

一般乗用旅客 自動車運送事 業及び特定旅 客自動車運送 事業	高齢者及び障害者施 設利用者の方々の送 迎サポートを実施。	通年	埼玉県 加須市 その他 周辺地 域	2 名	埼玉県 加須市 その他 周辺地 域の高 齢者及 び障害 者	1 0 ～ 2 0 人	806
介護、介護予 防、障害の理 解促進、啓発、 情報提供に関 する事業	フレイル予防、高齢者 の健康、障害理解など の情報提供、チラシ作 成、ホームページ運 営。	通年	埼玉県 加須市 その他 周辺地 域	1 名	一般 市民	不特定 多数	100

令和7年度 活動予算書

(成立の日から令和8年3月31日まで)

特定非営利活動法人SALUS
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 事業収益			
介護保険法に基づく居宅サービス及び介護予防サービス事業収益	0		
介護保険法に基づく居宅介護支援事業収益	0		
介護保険法に基づく地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス事業収益	0		
介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業収益	0		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業収益	0		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援及び特定相談支援事業収益	0		
有料老人ホームの運営に関する事業収益	0		
一般乗用旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業収益	0		
介護、介護予防、障害の理解促進、啓発、情報提供に関する事業収益	0	0	
3. 受取寄附金等			
受取寄附金	0	0	
経常収益計			0
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
研修費	0		
通信費	0		
広告宣伝費	0		
地代家賃	0		
車両費	0		
支払手数料	0		
水道光熱費	0		
保険料	0		
新聞図書費	0		
消耗品費	0		
その他経費計	0		
事業費計		0	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
通信費	0		
地代家賃	0		
水道光熱費	0		
支払手数料	0		
保険料	0		
消耗品費	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

令和8年度 活動予算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

特定非営利活動法人SALUS

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 事業収益			
介護保険法に基づく居宅サービス及び介護予防サービス事業収益	6,840,000		
介護保険法に基づく居宅介護支援事業収益	4,320,000		
介護保険法に基づく地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス事業	5,616,000		
介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業収益	720,000		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 障害福祉サービス事業収益	6,570,000		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 一般相談支援及び特定相談支援事業収益	5,400,000		
有料老人ホームの運営に関する事業収益	2,250,000		
一般乗用旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業収益	0		
介護、介護予防、障害の理解促進、啓発、情報提供に関する事業収益	0	31,716,000	
3. 受取寄附金等			
受取寄附金	0	0	
経常収益計			31,716,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	20,280,000		
法定福利費	3,244,800		
福利厚生費	202,800		
人件費計	23,727,600		
(2) その他経費			
会議費	24,000		
旅費交通費	375,000		
研修費	24,000		
通信費	0		
広告宣伝費	100,000		
地代家賃	3,930,000		
車両費	172,000		
支払手数料	100,000		
水道光熱費	731,000		
保険料	90,000		
新聞図書費	20,000		
食材費	360,000		
消耗品費	1,033,000		
その他経費計	6,959,000		
事業費計		30,686,600	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	50,000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	50,000		
(2) その他経費			
会議費	4,000		
旅費交通費	6,000		
通信費	120,000		
広告宣伝費	100,000		
地代家賃	60,000		
水道光熱費	96,000		
支払手数料	300,000		
保険料	100,000		
消耗品費	16,000		
その他経費計	802,000		
管理費計		852,000	
経常費用計			31,538,600
当期正味財産増減額			177,400
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			177,400